

実施施策:若者定住促進補助金の実施

目的(コンセプト):人口減少を抑制するための定住促進と地域の活性化

綾川町若者定住促進補助金交付事業について

若者の定住の促進と地域の活性化を目的として、平成27年1月1日以降に、町内で新築、住宅購入、建替えの契約を行い、その住宅に転入・転居した40歳以下の方を対象に若者定住促進補助金を交付します。

補助の対象となる方

次の要件をすべて満たす方

- ☆ 平成27年1月1日以降に住宅を新築、又は購入、若しくは建替えの契約を行い、この補助金の交付を申請した日において、40歳以下の方
 - ☆ 住宅の所有者である方（共有名義の場合は、持分1／2以上の方。
また、持分が1／2の方が2名の場合は、どちらか一方）
 - ☆ 世帯全員が、住宅の所在地において、住所を有している方
 - ☆ 購入した住宅で、引き続き5年以上居住する意思のある方
 - ☆ 世帯全員が、市区町民税を滞納していない方
- ただし、次のいずれかに該当する方は除きます。
- ☆ 転入や転居を伴わずに、町内で住宅を新築、又は購入、若しくは建替えを行なった方
 - ☆ 転入、又は転居の日前3年以内に、建替えを行なった住宅の所在地に居住していた方



補助金の額 住宅の新築、購入、建替えに要した費用（条件によっては、土地の購入費用も含みます。）の10%（上限100万円）

交付申請 建物の登記を行なった日、又は世帯全員が、新築等を行なった住宅の住所地に住所を移した日のいずれか遅い日から起算して、3ヶ月以内に、申請が必要です

* 詳細は、町ホームページ（<http://www.town.ayagawa.kagawa.jp/>）をご覧いただか、役場総務課までお問い合わせください。